胆 社 福 第 2 9 9 0 - 3 号
令和8年（2026年）8月13日

関係法人・団体　代表者　　様

北海道胆振総合振興局長

令和９年度（2027年度）における社会福祉施設等整備事業費に係る整備計画等について（通知）

このことについて、次の事業に係る整備計画［障がい（障がい児を除く）］を受付ますので、該当（予定）がある場合、関係書類を調製の上、期限までに提出いただきますようお願いします。

なお、貴市町所在の事業者等で、整備計画等の相談を受けている場合を含め、周知及び情報提供いただくとともに、所在市町としての意見書等の作成にご協力をお願いします。

記

１　対象事業等

事業の対象となる施設の種別、整備区分、補助基準単価等については、別表に掲げる整備方針及び交付要綱等によることとします。

２　提出書類等

別紙１のとおり

３　提出期限

令和８年（2026年）８月２７日（木）※厳守

注）添付資料等の取り寄せ等に時間を要する場合は、提出期限前にご連絡ください。
期限を過ぎて提出された計画は受付できませんので、必ず連絡をお願いします。
令和９年度以降に整備等の計画を検討している場合はあらかじめ概要を情報提供願います。

４　提出方法

紙媒体３部（国及び道、局）郵送及び電子データを担当あてメールにて提出願います。
※紙媒体の調製は、インデックスをつけた用紙を様式ごとに挿入の上、Ａ４フラットファイル（青色）に綴じ、３部（冊）を提出してください。

５　提出書類の作成に際しての留意事項　※「別紙１　提出書類一覧」参照

（１）作成に当たっては、整備方針等に留意すること。

（２）補助額の算定に当たっては、特段の指示がない限り、最新の国の補助基準単価を使用すること。

（３）事業の進捗率は５％きざみとすること。

（４）各様式のうち、記入要領等を示しているものは、当該要領等を参考とすること。

（５）整備に関する個別具体的な疑義が生じた際は、随時、当課担当へ確認すること。

６　その他

（１）提出された整備計画は、施設種別毎に精査され、道保健福祉部にて、別途「社会福祉施設整備選定に関する有識者懇談会」の審査を経て、対象事業等として決定される

ものです。

（２）今回の整備計画は、令和９年度（2027年度）予算要求における基礎資料等に使用するものであることをあらかじめご理解願います。（国庫補助をベースとした補助事業であるため、国が計画を採択しなければ事業を実施できないこと、令和８年度で補正が行われた場合、当該整備計画を前倒しで国に協議することもあり得ますので、あらかじめご承知ください。）

（３）対象事業の決定までの流れは、別紙「社会福祉施設整備に係るスケジュール」のとおりです。

　なお、整備計画が採択された場合（補正を除く）、その内示時期は、令和９年４月以降となり、必ずしも年度当初（４月）に内示されるものではないことをご承知ください。

（４）新築（移転も含む）の場合、土地に係る建築条件及び規制、ハザードマップ等による非常災害対応の有無をご確認の上、整備計画を作成してください。

　なお、入所系施設等の整備計画においては、感染症等の感染対策が可能となる構造をあらかじめ取り入れるようお願いします。

保健環境部社会福祉課主査（地域福祉）　若月　智司
☎0143-24-0782　wakatsuki.tomoji@pref.hokkaido.lg.jp